

## 令和6年第2回定例会一般質問

日 時 6月4日（火曜）、5日（水曜）、6日（木曜）、7日（金曜）  
 いずれも午前10時から  
 ※質問、答弁を含んで概ね1人60分

内 容 発言通告書（一般質問）のとおり

発言順	議員名	質問日（予定）
1	吹春 やすたか	令和6年6月4日（火曜）
2	村 山 ひでき	
3	小 林 正 樹	
4	鈴 木 成 夫	
5	沖 浦 あ つ し	
6	五十嵐 京 子	
7	遠 藤 百 合 子	令和6年6月5日（水曜）
8	高 木 章 成	
9	水 谷 た か こ	
10	清 水 が く	
11	渡 辺 ふ き 子	
12	た ゆ 久 貴	令和6年6月6日（木曜）
13	坂 井 え つ 子	
14	水 上 洋 志	
15	古 畑 俊 男	
16	斎 藤 康 夫	
17	安 田 け い こ	
18	岸 田 正 義	令和6年6月7日（金曜）
19	河 野 麻 美	
20	片 山 か お る	
21	渡 辺 大 三	
22	森 戸 よ う 子	



# 一般質問の通告について

発言順	2
-----	---

令和6年 5月 23日  
(西暦2024)

(宛先)  
小金井市議会議長

小金井市議会議員

村山ひでき

発言通告書 (一般質問)

小金井市議会会議規則第60条の規定により、下記のとおり通告します。

記

表題及び質問の具体的内容	備考
<p><b>町会・自治会の加入率向上と活動支援のために</b></p> <p>(1) 町会・自治会の必要性</p> <p>①市の認識</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・重要な存在意義は何か</li></ul> <p>②現状の取組及び課題について</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・課題解決に向けた取組み状況の確認</li></ul> <p>(2) 新たに考えられる取組・施策・対応策</p> <p>①加入メリットのアピール</p> <p>②町内会電子回覧板「結ネット」の導入</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・従来の手渡し回覧板や街角情報掲示板との比較</li></ul> <p>③マンション管理組合の「みなし自治会」創設</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・地域コミュニティの再構築を真剣に考えよう</li></ul> <p>④条例制定や協定締結に対する考え方</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・加入促進、地域振興、活動支援に有効であるべき</li></ul>	

# 一般質問の通告について

発言順

3

令和 6年5月23日  
(西暦 2024)

(宛先)  
小金井市議会議員

小金井市議会議員

小林 正樹

## 発言通告書 (一般質問)

小金井市議会会議規則第60条の規定により、下記のとおり通告します。

### 記

表題及び質問の具体的内容	備考
<p>1. おくやみ手続窓口について</p> <p>ご遺族に寄り添い死亡に関する手続きを整理し、ご案内を行う「おくやみ手続窓口」を予約制で開設して4か月が経過した。課題と今後の展開について問う。</p> <p>ア) おくやみ手続きに関するホームページなどのご案内を整理しないか イ) おくやみ手続窓口を実施しての利用実績、利用者の感想について ウ) 今後の課題と検討について エ) 小金井市にあったワンストップ化を進めないか</p> <p>2. 教育支援センターについて</p> <p>令和4年9月。小金井市教育委員会では、「ひとりひとりの子どものその子らしさを最大限に伸ばす関わりをチームとして追及する教育支援」を就学前から切れ目なく行うために、(仮称)小金井市教育支援センター基本構想を策定した。その後の検討状況について問う。</p> <p>ア) 設置に向けた具体的な課題やスケジュールを明確にしないか イ) 基本構想について機能強化等の検討を行わないか</p> <p>3. 名勝小金井(サクラ) 名勝指定100周年について</p> <p>市では本年12月9日に名勝小金井(サクラ)の文化財指定を受けて100周年をお祝いするとともに、市の魅力を市内外に広くPRしていくため、実行委員会を設置し各種記念事業(市主催等事業、市民団体等主催事業)を展開している。100年の節目を今後につなげていくため確認をする。</p> <p>ア) 各事業の進捗状況と広報、今後の計画について イ) 第三小学校での植樹報告と、 その他の市立小中学校への植樹についての今後の計画について問う ウ) 今後の苗木の供給方針について エ) 「小金井さくらの目」制定について検討状況を問う</p>	



# 一般質問の通告について

発言順

5

令和 6年 5月 23日  
(西暦 2024)

(宛先)  
小金井市議会議長 様

小金井市議会議員

沖浦 あつし

## 発言通告書 (一般質問)

小金井市議会会議規則第60条の規定により、下記のとおり通告します。

記

表 題 及 び 質 問 の 具 体 的 内 容	備 考
<p>第5次小金井市基本構想 前期基本計画 施策16 学校環境の整備</p> <p>①小学校の学区域 学区域調整 (いわゆる三小特例) について ◆令和6年度(実施4年目)の成果 (児童数・クラス数の増減) ◆関連する小学校の児童・クラス数推計と実績比較 今後の学区域 (全市域) の指針を問う ◆児童数・クラス数推計に基づき、将来学区域外から受入れ可能な学校を選定する 方法の検討をしないか</p> <p>②中学校の部活動 ◆部活動を理由とする指定校変更の実績について ◆今後の部活動の在り方について</p> <p>第5次小金井市基本構想 前期基本計画 施策4 市街地の整備、 施策28 積極的な情報発信</p> <p>③無電柱化した地上機器の有効活用 ◆本市が活用できる地上機器のある道路の特定について ◆まちの魅力、商店会等の情報発信として活用を検討しないか ◆地上機器脇の余スペースにベンチ設置の可能性について</p>	

# 一般質問の通告について

発言順

6

令和6年5月24日  
(西暦 )

(宛先)  
小金井市議会議員

小金井市議会議員

五十嵐京子

## 発言通告書 (一般質問)

小金井市議会会議規則第60条の規定により、下記のとおり通告します。  
記

表題及び質問の具体的内容	備考
<p>1. 知ってほしい、小金井の歴史「御門訴事件」 明治に入ってまもなく小金井を含む近隣の村に起きた悲惨な事件だが、小金井という町を知るには知っておいてほしい歴史の一コマである。 ア 市民と一緒に歴史を語り継ぐために。 イ 子供たちや多くの市民に町の歴史を知ってもらうために。 ウ 近隣市との連携の現状と今後</p>	
<p>2. 過酷な夏の暑さを乗り切るために 昨年に続き、今年も暑い夏が予想される。環境省も熱中症には警戒を呼びかけており、昨年よりも対策を強化しているようだ。昨年は問題提起をさせていただいたが、今年はいよいよ積極的に進めていくべきと考える。 ア 他市例を参考に、涼める場所を増やし、市民への周知を進めてほしいが如何か。 イ 環境部は昨年に加えて新たな対策の検討は。</p>	

# 一般質問の通告について

発言順

7

令和6年5月24日  
(西暦2024)

(宛先)  
小金井市議会議員

小金井市議会議員

遠藤 玲子

発言通告書（一般質問）

小金井市議会会議規則第60条の規定により、下記のとおり通告します。

記

表題及び質問の具体的内容	備考
<p><u>1, 和食のすすめ</u> <u>健康を維持し、医療費を削減していく政策の充実が望まれている。</u> <u>それには食育活動・各種検診・さくら体操等を含む運動・シルバー</u> <u>人材センターや悠友クラブでの活動・公民館施設等を利用した</u> <u>生涯学習等が挙げられるが、大きな対策の一つとして、食の問題を</u> <u>取り上げていく必要がある</u> <u>(1)アメリカのマクガバンレポートを参考にし、和食を推奨する施策の</u> <u>充実を</u> <u>(2)世界遺産に登録された和の食事形態の在り方を食育活動の一環</u> <u>として提案していかないか</u> <u>(3)発酵食品の再認識を</u> <u>(4)学校給食における米飯給食の回数を増やしていかないか</u> <u>(5)米飯給食のお米を発芽玄米入り、あるいは分つき米に変えないか</u> <u>(6)更に地場野菜と魚の多い献立にしていけないか</u></p>	
<p><u>2, SNS犯罪被害を無くすために</u> <u>SNSを通じて犯罪に巻き込まれた18歳未満の子どもは昨年1年間で</u> <u>1665人、この内小学生は139人と過去最高だった</u> <u>(1)児童生徒への危険性の周知徹底を</u> <u>(2)小金井警察との連携は</u></p>	
<p><u>3, 公的喫煙所設置について現状の考え方を問う</u> <u>(1)市役所内関係課間の問題意識の共有は図られつつあるか</u> <u>(2)他市の設置状況と設置された背景を参考にすべし</u></p>	



# 一般質問の通告について

発言順

8

令和 年 5月27日  
(西暦2024 )

(宛先)  
小金井市議会議長

小金井市議会議員

高木 章成

## 発言通告書（一般質問）

小金井市議会会議規則第60条の規定により、下記のとおり通告します。

### 記

表 題 及 び 質 問 の 具 体 的 内 容	備 考
1 白井市政の現状の到達点、成果、課題について 2 障がい者用人間ドックにも補助金を (1) 人間ドック・脳ドックの利用補助目的について (2) 市職員の間人間ドック・脳ドックの受信状況について (3) 人間ドック・脳ドックの利用補助の利用実績について (4) 国立障害者リハビリテーションセンターの「障害のある方の人間ドック」を受診して (5) 人間ドック・脳ドックの利用補助の対象医療機関での要介護者への支援について 3 西岡前市長により専決処分された議案第52号「小金井市立保育園条例の一部を改正する条例」の違法・無効判決について (1) 訴訟の経過について (2) 判決の評価について (3) 判決を受けての対応状況・敗訴の責任について	以上

# 一般質問の通告について

発言順

9

令和 6年 5月 27日  
(西暦 2024)

(宛先)  
小金井市議会議長

小金井市議会議員

水谷 たかこ

## 発言通告書（一般質問）

小金井市議会会議規則第60条の規定により、下記のとおり通告します。

### 記

表題及び質問の具体的内容	備考
<p>1 市職員の働きやすい環境整備を進めよう</p> <p>【趣旨】育児休業の取得率向上は喜ばしいが、一般的な声として同僚に気を遣い取得をためらうと聞く。少子化が進む中、本市の人口は微増傾向を続けており、緊急対策等も増えて複雑化する事務に柔軟に対応するためには、人員配置の考え方の見直しや、労働環境を良くする人事施策が必要ではないか。</p> <p>(1) 育児休業の取得率の推移と、代替要員の配置に対する考え方は。</p> <p>(2) 東大和市のように、勤務間インターバル制度導入を検討しないか。</p> <p>(3) 「逆プロポ」にエントリーしないか。</p>	
<p>2 コンビニエンスストアとの協定で市民の利便性向上を</p> <p>【趣旨】「公共施設が空いていない時間帯にも利用できるAEDの設置を」と望む市民の声がある。本年5月22日、品川区では大手コンビニエンスストア2社と協定を結び、区内の91店舗にAEDを設置すると報じられた。また、所沢市では図書館の本をコンビニで受取・返却できるサービスを提供している。</p> <p>(1) 本市で店舗へのAED設置が進まなかった理由は何だったのか。本市でも再検討し、少しでも早い実現を。</p> <p>(2) 図書館の本の受け取りについても提案してきたが、検討状況は。</p>	
<p>3 証明書発行の利便性向上と業務効率化をさらに進めよう</p> <p>【趣旨】マイナンバーの活用やコンビニ交付の普及で市民の利便性が向上するとともに、窓口業務の効率化も進んでいる。他自治体の事例を学び、導入を。</p> <p>(1) 郵送による申請の手数料を定額小為替からキャッシュレス決済に変更して煩雑な事務をなくし、市民が負担する手数料も下げた事例がある（三鷹市や墨田区等）。発行に係る事務量はどのくらいあるのか分析し、本市でもキャッシュレス化を検討しないか。</p> <p>(2) 年度末の繁忙期に、コンビニ交付の手数料を無料にすることで、来庁者を減らし、待ち時間の短縮につながる他自治体の例がある。本市の発行状況はどうか。費用対効果を考え、導入を検討しよう。</p>	

# 一般質問の通告について

発言順

10

令和 6年 5月 27日  
(西暦 2024年)

(宛先)  
小金井市議会議長

小金井市議会議員

清水がく

## 発言通告書（一般質問）

小金井市議会会議規則第60条の規定により、下記のとおり通告します。

### 記

表題及び質問の具体的内容	備考
<p><b>1. 地域の担い手確保について</b></p> <p>地域における町会や消防団、民生委員、地域での活動等における、これまでも支えていただき、地域を担っていただき、活動されているボランティアの皆さんがいらっしゃるが、新規で活動していただける方、後継者がいないという問題がある、本件については市長はじめ多くに議員も指摘してきている。私は率先して市職員が地域人材になっていただきたいと発信してきた。また、市長は自分が住む街のことの「自分ごと化」からと表現していることもあり、法令的課題も挙げられているが、市内に限らず、それぞれの地域において市職員が地域活動できる環境構築に向けて、まずは小金井市からできる事はないか、考えていく。</p> <p>(1) 市職員がそれぞれの地域で地域活動に従事する際の勤務形態について (2) 市職員が地域活動するにあたっての国家公務員法等の法令的課題について (3) 市内での行事やイベント等で市職員が活動している際の勤務形態について (4) 市職員の地域活動に対する処遇、評価について (5) 市職員が地域活動に関わることで期待できる効果について</p> <p><b>2. 市立小中学校の新聞の教育委員会一括契約について</b></p> <p>今年度第1回定例会の予算特別委員会に本件について触れたが、政府は、公立学校の図書館に置く新聞の充実に向け、2022年度からの第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」を策定し、公立小中学校等の学校図書館における、学校図書館図書標準の達成、計画的な図書の更新、新聞の複数紙配備、学校司書の配置拡充が図られることを目的とし、具体的には小学校2紙、中学校3紙、高校5紙の配備を目標に掲げている。紙の新聞の購買部数が減っていく中、例えば、一つの出来事を様々な角度から複数の新聞を読み比べるなど行うことで学力向上に寄与するデータもある。導入自治体、導入に前向きな自治体が増えてきており、本市でも導入すべきという観点から、現状確認も含め、教育委員会の見解を伺う。</p> <p>(1) 市内市立小中学校における新聞の契約状況及び購読状況について (2) 一括契約における契約事務の軽減について (3) 各学校に新聞を配備することによる効果について</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	

# 一般質問の通告について

発言順

11

令和 6年 5月 27日  
(西暦 )

(宛先)  
小金井市議会議長

小金井市議会議員

渡辺ふき子

## 発言通告書（一般質問）

小金井市議会会議規則第60条の規定により、下記のとおり通告します。

### 記

表 題 及 び 質 問 の 具 体 的 内 容	備 考
<p>1, ヒアリングフレイル（高齢による聴力低下）支援の拡充を</p> <p>(1) 難聴者向けスピーカーの活用状況</p> <p>(2) 補聴器購入費助成の状況について現状と課題</p> <p>(3) ヒアリングフレイル予防について更なる周知を</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・再び問う、豊島区を参考に高齢者を対象に耳の簡易健康チェックを導入しないか</li><li>・ヒアリングフレイルや補聴器の使用・購入に関する講演会を開催しないか</li></ul> <p>(4) 軟骨伝導イヤホンの普及が広がっている</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・周囲に音が漏れにくいため、個人情報に配慮した窓口対応が可能になる</li><li>・購入費用も高額にならない軟骨伝導イヤホンを導入しないか</li></ul> <p>2, HPV ワクチンの接種状況について</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・キャッチアップ接種が終了になるが周知は十分か</li><li>・男性接種の状況</li><li>・ワクチン接種の更なる周知方法について</li></ul> <p>3, ペット防災の推進について</p> <p>小金井市では、ペット同行避難が原則になっているが、過去の災害に学び具体的な避難所でのルール設定等のガイドラインが必要ではないか</p> <p>(1) 市民への周知や避難訓練の現状について</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ペット同行避難のできる避難所の確保は可能か</li><li>・ペット避難のスペースについて</li></ul> <p>(2) ペット同行避難のために飼い主に必要な情報を届ける必要がある</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・避難するときの持ち物等、知っておくべき必需品や情報について</li></ul> <p>(3) ガイドラインを策定し、市の総合防災訓練においてペット同行避難訓練を行うべき</p>	



2024年5月27日

(宛先)  
小金井市議会議長

小金井市議会議員

坂井えつ子

発言通告書（一般質問）

小金井市議会会議規則第60条の規定により、下記のとおり通告します。

記

表題及び質問の具体的内容	備考
<b>1 「小金井平和の日条例」制定から10年。今こそ平和事業の拡充を。</b>	
小金井市は、「小金井平和の日条例」を2014年12月18日に制定した。今年度は、条例制定10周年の節目の年だが、市の認識が薄いように捉えている。	
(1) 周年行事を実施しよう。	
(2) 市主催に限らず、市民による「平和」をテーマとした活動をサポートするなど、市民とともに、平和事業を拡充していこう。	
<b>2 新庁舎に移るまでの維持は必須。築59年経った市役所本庁舎のいま。</b>	
1965年竣工、耐用年数50年の市役所本庁舎は今年で築59年となる。災害発生時に災害対策本部を設置することになっている本庁舎は、直ちに倒壊する危険性は低いものの、新庁舎に移るまでの維持は必須だ。年を重ねるごとに不具合が増えており、懸念している。不具合と修繕の状況は？	
(1) 水まわり (2) タイル (3) サッシ (4) 雨漏り	
<b>3 再生可能エネルギー100%電力の拡大を。</b>	
2022年1月から、市役所本庁舎・西庁舎は再生可能エネルギー100%電力に切り替えた。現在、環境楽習館(旧 雨デモ風デモハウス)でも導入済みだが、他施設への拡大は？	
<b>4 直接請求・市民請求による市民投票は、市民が行使できる直接民主主義の権利!</b>	
2004年、『市政の主役は、市民です。』という前文で始まる「小金井市市民参加条例」が施行された。その後2009年には、議員提案の「市民からの請求による市民投票」を規定した改正案が施行され15年が経過した。地方自治の基本である間接民主制を補完する直接民主主義の規定、市民が行使できる権利の定めがある条例を評価している。	
(1) 地方自治法第74条に定めのある直接請求と市民参加条例第18条に定めのある市民からの請求による市民投票の違いは。	
(2) 条例制定、改正案の提案から可決までの経緯は。	
(3) これまでに条例第18条に基づく市民投票が実施されたことはあるのか。	
	以上



# 一般質問の通告について

発言順

15

令和 6年5月27日  
(西暦 )

(宛先)  
小金井市議会議長

小金井市議会議員

古畑 俊男

## 発言通告書（一般質問）

小金井市議会会議規則第60条の規定により、下記のとおり通告します。

記

表題及び質問の具体的内容	備考
1 <u>バーチャル教育空間「教育メタバース」について</u>  (1) <u>2か年目の手ごたえはどのようなものだったか。効果と検証について質したい。</u> (2) <u>教育支援においてバーチャル空間と現実空間との間で考えられることは何か。</u> (3) <u>実証事業が終了したが今後の展開について。</u>	
2 <u>コミュニティースクール（学校運営協議会制度）について</u>  (1) <u>制度設置の背景</u> (2) <u>当市における学校と地域連携の経緯</u> (3) <u>今後の取組</u>	

- 1 記入に際しては、表題、個別の表題、質問の具体的内容等に区分して記入してください。
- 2 表題には、1、2・・・、個別の表題には、(1)、(2)・・・と区分するための番号を付けてください（番号の付設された部分をホームページに掲載します。）
- 3 質問については、なるべく具体的に記入してください。
- 4 「その他」等の記入はできません。
- 5 一般質問に際して、資料を要求する場合には、資料要求書を別途提出してください。
- 6 この通告書は、コピーして配付いたしますので、ボールペン等を使用し、鮮明な文字で、読みやすいように記入してください。



# 一般質問の通告について

発言順

16

令和 6年 5月27日  
(西暦 )

(宛先)  
小金井市議会議員

小金井市議会議員

斎藤 康夫

発言通告書 (一般質問)

小金井市議会会議規則第60条の規定により、下記のとおり通告します。  
記

表 題 及 び 質 問 の 具 体 的 内 容	備 考
<p>1. 財政健全化への道を示すべきである</p> <p>(ア) 小金井市財政の健全化を必要と考えているか</p> <p>①令和6年度予算ベース、一般会計500億円超、総額800億円超</p> <p>②小金井市の財政健全化は成し遂げたと考えるか</p> <p>(イ) 歳入・歳出をフローチャートにより表す</p> <p>(ウ) 歳入を増やす要素は何か</p> <p>①自主財源</p> <p>②依存財源</p> <p>③地方交付税</p> <p>(エ) 歳出縮減できる要素は何か</p> <p>(オ) PTを設置して財政健全化のグランドデザインを描くべきである。</p> <p>2. 都市計画変更により固定資産税の増収を図るべき</p> <p>(ア) 市内用途地域の実態を他市と比較する</p> <p>(イ) 駅から遠隔地の幹線道路交差部の用途地域は見直すべき</p> <p>(ウ) 住居系の建ぺい率・容積率の見直しをすべき</p>	

# 一般質問の通告について

発言順

17

令和 6 年 5 月 27 日  
(西暦 2024)

(宛先)  
小金井市議会議長

小金井市議会議員

安田けいこ

## 発言通告書（一般質問）

小金井市議会会議規則第60条の規定により、下記のとおり通告します。

### 記

表題及び質問の具体的内容	備考
<p><b>女性を支援する地域づくりを進めよう</b></p> <p>本年4月から困難女性支援法が施行された。女性の人権を擁護し自己決定を尊重するために、基礎自治体で取り組むべきことについて問う</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 地域資源を掘り起こし、中長期的な支援体制を</li><li>・ 市内の女性支援体制づくりを</li></ul>	
<p><b>子ども・若者の地域の居場所を増やそう</b></p> <p>コロナ禍で増加した不登校児童生徒は、社会と繋がれているのか。生きづらさを抱えた子どもと若年層への支援について、市の見解を問う</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 困難な状況にある若者が地域で過ごせる環境づくりを</li><li>・ 全ての子どもにとっての居場所となる学校づくりを</li><li>・ 子ども・若者課を設置しよう</li></ul>	
<p><b>最期まで市民の尊厳が守られる仕組みづくりを</b></p> <p>今後増加する一人暮らしの高齢者が、最期までその人らしく暮らし、住み慣れた地域で看取られることが出来るよう、市としてできることは何か</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 終活支援登録制度を</li><li>・ おひとりさま支援課・終活コンシェルジュの設置を</li></ul>	



# 一般質問の通告について

発言順

19

令和 6年 5月 27日  
(西暦 2024 )

(宛先)  
小金井市議会議長

小金井市議会議員

河野 麻美

## 発言通告書 (一般質問)

小金井市議会会議規則第60条の規定により、下記のとおり通告します。

記

表 題 及 び 質 問 の 具 体 的 内 容	備 考
<p>1 <u>「災害関連死」を防ぐために</u> 石川県の珠洲市、輪島市、能登町は、能登半島地震の後亡くなった方あわせて30人を初めて災害関連死に認定した。避難所における生活環境の改善は市町村が行うものとされているが「災害関連死」を防止するための本市の取り組みを問う。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 防止するための具体的な取り組み</li><li>・ 段ボールベッドについて</li><li>・ 女性目線の避難所</li><li>・ 災害時の保健師の役割</li></ul> <p>2 <u>行政のデジタル化推進</u> 人口減少とともに働き手不足が問題となっている昨今、市民の利便性向上はもちろんだが、行政の業務効率化も取り組むべき課題である。本市における勤怠管理の方法について問う。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 現状、他市の状況について</li><li>・ タイムカードを廃止し、勤怠管理システムを導入しないか</li></ul> <p>3 <u>学校行政について</u> 学校行政について小金井市の現状を問う。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 小学校入学に係る事務について</li><li>・ 学校体育館について</li></ul>	

# 一般質問の通告について

発言順

20

2024年 5月 27日

(宛先)  
小金井市議会議員

小金井市議会議員

片山あき子

発言通告書（一般質問）  
小金井市議会会議規則第60条の規定により、下記のとおり通告します。

記

表題及び質問の具体的内容	備考
<p><b>1. 困難女性支援新法に基づく女性支援について</b> 厚労省のHPには『女性支援事業では、令和6年4月1日に施行された「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（女性支援新法）に基づき、「女性の福祉」、「人権の尊重や擁護」、「男女平等」といった視点に立ち、困難な問題を抱える女性一人一人のニーズに応じて、本人の立場に寄り添って、切れ目のない包括的な支援を行います。』と掲載されている。 困難を抱えた女性、若年女性支援への市の取り組み状況を確認する。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1) 新法に対する認識は。</li><li>2) 新法に基づく計画策定はどのような状況か。都の計画と予算をどう把握しているか。</li><li>3) 一時保護委託費の状況は。保護が必要な場合の対応について。</li></ol>	
<p><b>2. 共同親権と子どもオンブズパーソン</b> 民法が改正され2年後に共同親権が導入されることになったが、子どもの権利条約に基づいた子ども主体の運用がされるのかが疑問である。子どもオンブズパーソンの役割や期待されるものに変化はあるのか。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1) 共同親権導入について市民からの不安の声をどう把握しているか。市として懸念することは何か。</li><li>2) 支援措置はどのような運用になるのか。</li><li>3) 子どもの意見表明権はどのように保障されるのか。子どもオンブズパーソンの役割に変化はあるのか。共同親権導入している諸外国の子どもオンブズパーソンや子どもコミッショナーの役割をどう把握しているか。</li><li>4) 施行前に問題点を洗い出し、自治体としての懸念や要望を国等に伝えて、制度を精査することが必要ではないか。</li></ol>	
<p><b>3. 貧困ビジネスから生活保護利用者を守るために</b> 市民団体等からの要望や交渉を続けた結果、ようやく厚労省は4/1から生活保護実施要領等を改正し、別冊問答集も改訂。これまで難しいとしてきたアパート扱いの貧困ビジネスの施設から他のアパート等への転宅が可能となった。これ以上、貧困ビジネスの施設で利用者が苦しまないように速やかに適切な対応を求める。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1) 4/1に改訂された厚労省生活保護実施要領等の別冊問答集の把握と実践について。</li><li>2) 生活保護制度の本来の趣旨から貧困ビジネスの施設契約や運営は外れていないか。申請の際に契約書をどのように把握しているのか。</li><li>3) 居住支援相談窓口との連携は。</li><li>4) 特に貧困ビジネスとの対峙の際、法的バックアップが必要。速やかに法律相談できる体制が取れないか。</li><li>5) 貧困ビジネスは許さない。市民の人権を守る、という市長の意思を示さないか。</li></ol>	

令和 6 年 5 月 27 日  
(西暦 2024 )

(宛先)  
小金井市議会議員

小金井市議会議員

張 迎 大 三

発言通告書 (一般質問)

小金井市議会会議規則第60条の規定により、下記のとおり通告します。

記

表 題 及 び 質 問 の 具 体 的 内 容	備 考
<p><b>1 庁舎等建設問題に関して住民投票の実施を求める直接請求署名運動について</b></p> <p>(1) この1か月、市民の皆様と一緒に署名運動を進める中で、多くの対話を重ねた。寄せられた市民の声を市長に紹介し、見解を問う。</p> <p>(2) 憲法が国民に保障する参政権(政治に参加する権利)、地方自治法が国民に保障する直接請求権、小金井市市民参加条例が市民に保障する市政に参加する権利、に関して市長の認識を問う。</p> <p><b>2 不登校の児童生徒の健康診断について</b></p> <p>(1) 令和5年度における不登校の発生状況、健康診断の受診状況</p> <p>(2) 受診しない理由の把握について</p> <p>(3) 受診しやすい環境整備、受診をうながす方法のさらなる工夫について</p> <p><b>3 東小金井駅付近の交通安全対策を(再び問う)</b></p> <p>(1) 東大通りと地蔵通りの交差点の信号待ちを避けるため、東小金井駅nonowa北口前の道路が「抜け道」となっている。中には、通勤通学の歩行者に向けて加速し、クラクションを鳴らす乱暴な自動車も散見される。歩行者優先の観点から、総合的な交通安全対策を図るべきだ(路面への注意喚起の表示、朝の時間帯の一方通行化など)。</p> <p>(2) 東小金井駅北口ロータリーの北西角付近から北側に抜ける横断歩道は現在も存在せず、区画整理完成時点でも設置の予定はないと聞く。しかし、駅改札への動線上、また、今後設置される街区公園への動線上、横断歩道がなくても横断者は相当数になると想定される。交番前の右折レーンの使用状況について調査を実施し、エビデンスをもって右折レーンの短縮、横断歩道の設置を求めていくべきだと考えるが、市の見解を問う。</p>	

